# 23 啓発の概要

#### (1) 第48回衆議院議員総選挙・第24回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発事業実施要領

#### 第1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官 国民審査の重要性を認識し、選挙の正しいルールを守りながら、進んで投票に参加する必 要がある。

このため、県と市町の選挙管理委員会が一体となり、さらに民間団体の協力を得ながら、「投票参加」と「きれいな選挙」を強力に推進する。

#### 第2 第48回衆議院議員総選挙臨時啓発重点事項

○若い有権者に対する啓発

若い有権者(学生、20~30代)に重点を置いた啓発活動を実施する。

#### 第3 啓発キャッチフレーズ・標語の設定

上記重点事項を推進するため、啓発キャッチフレーズ・標語を設定する。 「大切な ふるさと変える その一票」(平成28年度金賞作品)

#### 第4 事業の進め方

- ① 総務省(中央選挙管理会)および市町選挙管理委員会と緊密な連携を保ちつつ、福井 県明るい選挙推進協議会、市町明るい選挙推進協議会など各種団体との協力のもと、重 点かつ効果的に事業を推進する。
- ② 各報道機関との密接な協力体制を確立し、各種広報媒体等の積極的な活用を通じて、 重点事項に対する県民の意識の高揚を図る。

#### 第5 実施計画

別紙のとおり。

# (2) 第48回衆議院議員総選挙臨時啓発事業実施計画

公示日 10月10日(火) 投票日 10月22日(日)

事業項目	内容	実施期間	実施場所
1 街頭等における啓発 (1) 一日選挙管理委員によ ・ る啓発	・「一日選挙管理委員」が候補者に対して 明るい選挙の実践を要望	10月11日(水)	全県下
(2) 県内のショッピングセンターにおける啓発	・県内のショッピングセンターにおいて、 選管委員、明推協委員、CEPT等が参加し、投票を呼びかけ啓発物を配布。	10月15日(日)	福井市 (エルパ) 敦賀市 (アピタ敦賀店)
(3) 県内イベントにおける 啓発	・県内イベントにおいて明推協委員、CE PT、県選管等が投票を呼び掛ける。	10月6日(金) ~10月20日(金)	全県下
(4) 高校での啓発	+ 高校3年生全員に啓発物を配布	10月10日(火) ~10月20日(金)	県内高校
	・明るい選挙出前塾の実施	同上	同上
(5) 大学等での啓発	・選挙公報や啓発割り箸を学生食堂・売店 に設置し、CEPT、県選管等が投票を 呼び掛ける。	10月10日(火) ~10月19日(金)	県内大学等
	・大学祭で明推協委員CEPT、県選管等 が投票を呼び掛け、啓発物を配布	10月14日(日)	県立大学 仁愛大学
(6) J R福井駅における啓 発	<ul><li>・JR福井駅において、選管委員、明推協 委員、CEPT、県選管等が投票を呼び 掛け、啓発物を配布</li></ul>	10月18日 (水)	JR福井駅
2 報道機関等の利用による啓発			
(1) テレビスポット放送 ラジオスポット放送	<ul><li>スポット CM を制作し、テレビ (FBC、ftb)</li><li>やラジオ (FBC ラジオ、FM 福井等) で放送</li></ul>	10月10日(火) ~10月22日(日)	全県下
(2) 新聞への広告掲載	・地元紙に広告を掲載	同上	全県下
(3) 県広報媒体による啓発	・県のテレビ、ラジオなどの広報番組や県 からのお知らせ等、新聞各紙での広報	同上	全県下
(4) 報道機関への啓発協力 依頼	・NHK、民放、CATVへの啓発協力依頼	同上	全県下
(5) 視聴者参加番組での広 報	・視聴者参加番組に出演し投票を呼び掛ける。	同上	全県下

内 容	実施期間	実施場所
<ul><li>・公共機関、幼稚園、保育園、量販店、銀行、コンビニ等に掲示</li></ul>	10月10日(火)~10月22日(日)	全県下
・鉄道、バスの車内に掲示	同上	全県下
・投票日等を記載した啓発物を街頭啓発時 に配布する。 チラシ、ティッシュ、風船	同上	全県下
・福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用	同上	福井競輪 三国競艇
・広報車による巡回啓発を実施 各市町選挙管理委員会に巡回啓発を依頼	10月10日(火)~10月22日(日)	全県下
<ul><li>JR福井駅西口の電光ボードの活用</li></ul>	10月10日(火) ~10月22日(日)	福井市
・選挙公報の空きスペースを活用した広報	10月10日(火) ~10月22日(日)	全県下
<ul> <li>・テレビスポットCMを県のHP・You Tubeで公開</li> <li>・県のメールマガジンを利用した選挙啓発</li> <li>・企業のHPへの選挙のバナーの掲示および県HPへのリンクを依頼</li> </ul>	10月10日(火)~10月22日(日)	全県下
	・公共機関、幼稚園、保育園、量販店、銀行、コンビニ等に掲示 ・鉄道、バスの車内に掲示 ・投票日等を記載した啓発物を街頭啓発時に配布する。チラシ、ティッシュ、風船 ・福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用 ・広報車による巡回啓発を実施各市町選挙管理委員会に巡回啓発を依頼 ・JR福井駅西口の電光ボードの活用 ・選挙公報の空きスペースを活用した広報 ・テレビスポットCMを県のHP・YouTubeで公開 ・県のメールマガジンを利用した選挙啓発・企業のHPへの選挙のバナーの掲示およ	・公共機関、幼稚園、保育園、量販店、銀行、コンビニ等に掲示 ・鉄道、バスの車内に掲示 ・投票日等を記載した啓発物を街頭啓発時に配布する。チラシ、ティッシュ、風船 ・福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用 ・広報車による巡回啓発を実施各市町選挙管理委員会に巡回啓発を依頼 ・JR福井駅西口の電光ボードの活用 10月10日(火)~10月22日(日) ・選挙公報の空きスペースを活用した広報 10月10日(火)~10月22日(日) ・選挙公報の空きスペースを活用した広報 10月10日(火)~10月22日(日)

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
8 その他			
(1) 民間への協力依頼	・量販店、各種団体等に啓発協力を依頼 (啓発放送、買物レシートへの広告 掲載等)	10月10日(火) ~10月22日(日)	全県下
	・企業に対し、社内放送、ポスター掲示、 バナー掲示、社員食堂への啓発割り箸設 置等を依頼		
	・コンビニ等において弁当購入者に啓発用 割り箸を配布		
(2) 啓発標語の活用	・平成28年度明るい選挙啓発キャッチ フレーズ・標語受賞作品 「大切な ふるさと変える その一票」	同上	全県下
(3) 啓発ポスターの活用	<ul><li>・平成28年度明るい選挙啓発ポスター 受賞作品</li></ul>	同上	全県下
(4) 啓発ソングの活用	・啓発ソング「正義のヒーロー」のCDを 活用	同上	全県下
(5) 庁内放送による啓発	<ul><li>庁内放送による投票参加の周知</li></ul>	同上	県・市町庁舎

<sup>※</sup> 各種啓発には福井県明るい選挙イメージキャラクター「めいすいサウルス(福井県 のご当地めいすいくん、H24誕生)」を活用

# 24 福井県選挙管理委員会委員長談話

#### (1) 公示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、衆議院議員総選挙の投票日を10月22日とする旨の公示がなされました。

今回の総選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の中において、私達の暮らしやわが国の今後の進路を決定する上で、 極めて重要な意義を持っています。

有権者の皆様におかれましては、自分達の代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分認識され、選挙公報や政見放送、 演説会やインターネットによる選挙運動等を通じて、候補者の人柄や政党の政策を見極め、自らの自由な意思と判断に よって日本の将来を託するにふさわしい候補者および政党に貴重な一票を投じられるよう切望します。

また、選挙権年齢が満18歳以上へ引き下げられてから初めての衆議院議員総選挙です。投票日当日に、学校や仕事、 旅行などで投票できない方は、期日前投票ができますので、こうした制度を十分活用し、大切な一票を棄権することなく 行使されることを期待します。

なお、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を展開され、有権者の 信頼と期待に応えられるよう念願します。

さらに、各市町選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行に当たって、厳正かつ公平を旨として万全の体制で 臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票総参加への呼びかけに御尽力をいただきますようお願いします。

最高裁判所裁判官国民審査につきましても、本日、投票日を10月22日とする旨の告示がなされました。特に、今回の国民審査から、期日前投票の開始時期が、衆議院議員総選挙の期日前投票と同一となることから、各市町選挙管理委員会におかれましては、有権者に対し制度内容を十分周知徹底されるとともに、適切な管理執行をお願いします。

平成29年10月10日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

#### (2) 投票日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日は、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

今回の選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の変化の中において、私達の暮らしや今後の国政のあり方を方向づける上で極めて重要な意義を持っています。

福井県選挙管理委員会は、この選挙の意義を深く認識し、県明るい選挙推進協議会や市町と一体となって、「大切なふるさと変える その一票」をキャッチフレーズに、投票への総参加ときれいな選挙の推進を目指して各種啓発活動を実施してきました。

特に、今回の選挙は、選挙権年齢が満18歳以上へ引き下げられてから初めての衆議院議員総選挙となることから、高校生・大学生による一日選挙管理委員や県内大学・ショッピングセンター等での街頭啓発に加え、動画サイトを活用して投票日や期日前投票を周知するなど、新有権者を含む若い有権者に重点を置いた啓発活動を行い、積極的に投票参加を呼びかけました。

また、総選挙と合わせて行われる国民審査は、最高裁判所裁判官を罷免するかどうかを直接に決める誠に重要な意味を有するものです。

有権者の皆様におかれては、このような趣旨を十分認識されて、一人でも多く投票に参加していただくとともに、良識に従い、自らの自由な意思と判断によって私たちの将来を託すにふさわしい候補者および政党等に、あなたの大切な一票を投じられるよう心から期待します。

なお、衆議院議員総選挙は小選挙区比例代表並立制であり、小選挙区選出議員選挙の投票と比例代表選出議員選挙の投票の二つがありますので、有権者の皆様には貴重な一票が無効にならないよう御注意ください。

最後に、本日の投開票事務に従事される市町選挙管理委員会の皆様におかれては、厳正かつ公平を旨として、細心の注意を払ってその管理執行に当たられるようお願いします。

平成29年10月22日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

# 25 表 彰

# 総務大臣表彰

# (1) 選挙管理委員会委員の部

元 越前市選挙管理委員会 委員長 水 野 澤 子

永平寺町選挙管理委員会 委員長 田中 真 佐 子

# (2) 民間団体・個人の部

福井県明るい選挙推進協議会 委員 橋 本 高 子

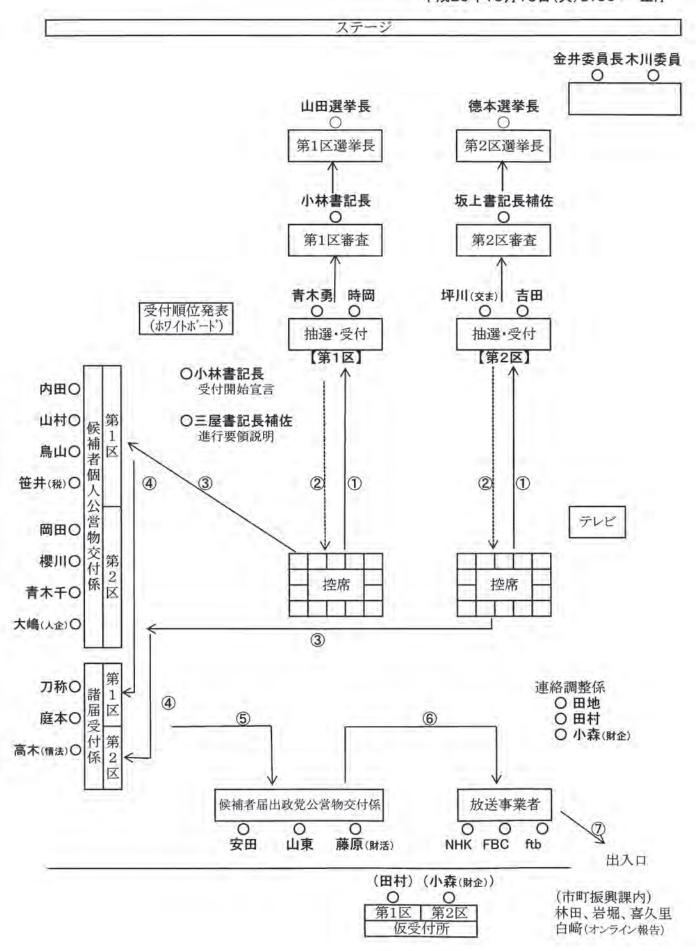
あわら市明るい選挙推進協議会 会 長 圓 道 藤 子

# 26 立候補届出受付事務分担および配置図

係 名	分 掌 事 務	担当者
総 括	1 立候補届出受付審査事務の総括に関する事務	小林書記長
仮受付係	<ol> <li>仮受付所における仮受付</li> <li>選挙区別控え席への誘導</li> <li>黒板の受付順位発表用紙に立候補予定者の氏名を記入</li> </ol>	田村、小森
抽選・受付係	<ol> <li>抽選棒による受付順位の決定</li> <li>立候補届出受付時刻の確認</li> <li>届出書・添付書類の確認</li> </ol>	時岡、青木勇 吉田、坪川
審査係	<ol> <li>立候補届出受付順位決定のくじの進行</li> <li>届出書類の内容の審査</li> <li>立候補届出の受理・不受理の決定</li> </ol>	小林書記長 坂上書記長補佐 三屋書記長補佐
候補者個人公営物交付係	<ol> <li>公営物・諸証明書への立候補届出受理番号の記入</li> <li>公営物・諸証明書の交付</li> <li>受領書の徴収</li> </ol>	内田、山村 鳥山、笹井 岡田、櫻川 青木千、大嶋
諸届出受付係	<ol> <li>選挙事務所設置届、選挙公営関係諸届出等の受理</li> <li>選挙運動用ビラ証紙の交付(候補者用)</li> <li>公営関係書類の交付</li> </ol>	刀称、庭本高木
候補者届出 政党公営物 交 付 係	<ol> <li>政党の公営物・諸証明書への届出受理番号の記入</li> <li>選挙運動用ビラ証紙・ポスター証紙の交付(候補者届出政党用)</li> <li>公営物・諸証明書の交付</li> <li>受領書の徴収</li> </ol>	安田、山東藤原
連絡調整係	<ul><li>1 立候補届出受付会場における事務連絡</li><li>2 総務省、市町、報道機関等の対応その他の連絡業務</li></ul>	三屋書記長補佐 田村、小森 田地

#### 衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出受付場所の配置図

平成29年10月10日(火)8:30~ 正庁



# 27 投・開票速報事務について

- (1) 投·開票速報要領
- ◎FAXで報告する事項

### 1 報告事項等

第48回衆議院議員総選挙および第24回最高裁判所裁判官国民審査の投開票日当日における市町選挙管理委員会(以下「市町」という。)から県選挙管理委員会(以下「県」という。)へのFAXによる報告事項は、次のとおりである。

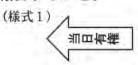
区 分	報告時間	様式
投票当日の 有権者数	午前8:30までに	様式 1

FF (V)	小選挙区選挙		比例代表選挙		国民審查	
区 分	報告時間	様式	報告時間	様式	報告時間	様式
投票状况(中間投票率)	午前 9:20 から 1 時間ごとに	様式 2	4		¥ .	
投票結果	午後 9:30 までに	様式 3	午後 9:30 までに	様式 3	午後 9:30 までに	様式
開票中間 速 報	午後 9:20 から 30 (20) 分ごとに	様式 4	10月23日の午前00:20から1時間ごと(毎時20分) に〔未確定市町〕	様式	-	
開票結果	確定次第	様式 6	確定次第	様式	確定次第	様式

<sup>(</sup>注) 期日前投票者数の報告については、別途通知するところにより行うこと。

### 2 投票当日の有権者数に関する報告(様式1)

10月22日(日)午前8時30分までに、<u>様式1</u>により、<u>指定されたFAX番号</u>に報告すること。



# 第○区-○○ 市町名

投票当日の有権者数報告用紙

	送信時刻 時 分	送信者	検印
	男	女	計
国 内	人	人	人
在 外			
合 計			

- (注) 1 10月22日の午前8時30分までにFAXで報告すること。
  - 2 当日有権者数は、投票結果報告の数と一致しなければならないものであり、後で訂正することがないよう正確に記入すること。
  - 3 期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
  - 4 この用紙により報告した後、死亡等が判明し変動した場合は、午後9時30分までに報告する こととしている投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。

### 3 投票状況(中間投票率)に関する報告(様式2)

(1)衆議院<u>小選挙区選出議員選挙</u>(以下「小選挙区選出議員選挙」という。)<u>の</u> <u>み</u>を報告するものとし、次の中間投票率速報計画に記載の報告時刻までに、<u>様</u> 式2により、指定されたFAX番号に報告すること。

中間投票率速報計画

回数	現在時刻	現在時刻 市町から県へ 報告する時刻			
1	午前 9時00分	午前 9時20分	午前 9時40分		
2	10時00分	10時20分	10時40分		
3	11時00分	11時20分	11時40分		
4	午後 1時00分	午後 1時20分	午後 1時40分		
5	2時00分	2時20分	2時40分		
6	3時00分	3時20分	3時40分		
7	4時00分	4時20分	4時40分		
8	5時00分	5時20分	5時40分		
9	6時00分	6時20分	6時40分		
10	(推計) 8時00分	7時30分	7時50分		

- (2) 各市町は、標準的な投票区を選定し、報告すること。
- (3) 第10報については、午後7時現在で午後8時時点の投票率を推計し、報告すること。
- (4) 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報(午後8時推計) で算入すること。また、第10報では、内訳として期日前投票者数、不在者投票 者数、当日投票者数を併せて報告すること。
- (5) 在外投票者数は含めないこと。
- (6) 県の発表は、前回(H26.12.14) および前々回(H24.12.16) の投票率と比較して行う。

(様式2-1) [第1報~第9報]

小選·中間投票

第○区-○○ 市町名

衆議院小選挙区選出議員選挙 中間投票率速報〔第 報〕

時00	分現在	送信時刻	時	分	送信者			受信者			検印	
当日の	有権者数	枚 (国内)			投票	者数 (国内)			投	票率 (%)		
男	女	計	= [1]	男		女	計		男	女	Tin I	-
人		人	人		人	人	)		%	%		%

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
  - 2 中間投票率速報は、全17市町が小選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄 権者数の報告は要しない。
  - 3 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報(午後8時推計)で算入することとし、 今回の報告では算入しないこと。
  - 4 在外投票者数は含めないこと。

**小猫・中間投脈** 

# 第○区-○○ 市町名

衆議院小選挙区選出議員選挙 中間投票率速報〔第10報〕

後8時00	分現在 送信	時刻 時	分置		2	Z-10-1	t f	<b>食</b>
当日の	有権者数(国	内)	投票者	数(国内)(	(A)	投	票率 (%)	
男	女	計	男	女	計	男	女	計
Χ.	٨	, A	٨	٨	Д	%	%	5
	うち期日前	前投票者数 (B)						
	うち不在者							
	当日投 (D)=(A)-	票 者 数						

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
  - 2 中間投票率速報は、全17市町が小選挙区選出議員選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
  - 3 <u>期日前投票および不在者投票の投票者数を算入し、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数</u>を併せて報告すること。
  - 4 在外投票者数は含めないこと。

## 4 投票結果に関する報告(様式3)

- (1) 10月22日(日) 午後9時30分までに、様式3により、指定されたFAX番号 に報告すること。(報告は、5の開票中間速報の第1報と重ならないよう注意し、集計が終わり次第速やかに報告すること。)
- (2) 小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選出議員選挙」という。) および最高裁判所裁判官国民審査それぞれについて記載すること。
- (3) 小選挙区選出議員選挙および比例代表選出議員選挙は、<u>国内、在外および合計(国</u> 内 + 在外)の区分について、全て報告すること。
- (4) 投票結果に関する報告を迅速かつ正確に行えるよう、あらかじめ各投票管理者(事務責任者)と協議しておくこと。

松脈揺畔 (株式3)

第○区-〇〇 市町名

投票結果速報用紙

	4	送信時	刻	時	分	送信者	~		受者			検印	7 1
100	学 名	当日	の有権者	<b>香数</b>		投票者数		棄	権者数		投票		
芝	李石	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1/5	国内	٨	٨	٨.	Y	À	٨	٨	A	٨	96	96	%
選挙	在外									-		1	
挙区	合計 (歐州研)												
比	国内											- 111	
例	在外												
代表	合計 (國州研)												
13	民審査			131									

(注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。

2 投票結果は、10月22日(日)の午後9時30分までに、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査について、それぞれ記入し、FAXで報告すること。

# 5 開票速報計画

# (1) 小選挙区選出議員選挙

ア 小選挙区選出議員選挙の開票速報計画は、次のとおりである。

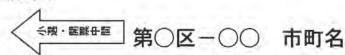
# 開票速報計画

回数	県へ報告する基本時刻 (具体的な時間はp10を参照)	県の発表時刻
1	午後 9時20分	午後 9時30分
2	9時50分	10時00分
3	10時20分	10時30分
4	10時40分	10時50分
5	11時00分	11時10分
6	11時20分	11時30分
7	11時40分	11時50分
8	午前 0時00分	午前 0時10分
9	0時20分	0時30分
1 0	0時40分	0時50分
1 1	1時00分	1時10分
1 2	1時20分	1時30分
1 3	1時40分	1時50分
1 4	2時00分	2時10分
1 5	2時20分	2時30分

(注) 数分後に開票が確定する見込みである場合でも、上記時刻には必ずそれま での分につき中間速報を行うこと。

- イ p10の開票中間速報時刻一覧表に記載された各市町の報告時刻までに、<u>様</u> 式4により、指定されたFAX番号に報告すること。
- ウ 上記アの表中「基本時刻」の都度、県で集計を行うので報告時刻を厳守す ること。





衆議院小選挙区選出議員選挙 開票中間速報用紙

第	報	午 前	時	分送信	送信者	受信者	検印	
	Α			I	3	C	計	
							(開票率	%

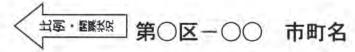
(注) 開票率は、第1報から <u>開票数</u>で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位 までを速報すること。

#### (2) 比例代表選出議員選挙

比例代表選出議員選挙の開票状況速報は、10月23日(月)<u>0時10分現在で確定していない市町のみが、様式5</u>により、<u>午前0時20分までに指定されたFAX番号</u>に報告すること。(ただし、0時20分までに開票結果を様式7により県に報告し、待機解除の連絡を受けた市町を除く。)

以降、毎時10分現在で確定していない市町のみが、毎時20分までにFA Xにより報告すること。

#### (様式5)



#### 衆議院比例代表選出議員選挙 開票状況速報用紙

午前	時	分送信	送信者	受信者	検印
			名簿届出政党等別符		
A		В	С	D	Е
F		G	H	İ	計
					(開票率 %

- (注) 1 開票率は、 <u>開票数</u> で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報 すること。
  - 2 <u>午前0時10分現在で確定していない市町のみが、午前0時20分までにFAX</u>すること。<u>以</u> 後、毎時10分現在で確定していない市町のみが、毎時20分までにFAXすること。

#### 6 開票結果に関する報告(様式6、7、8)

開票が確定したときは直ちに、小選挙区選出議員選挙にあっては様式6、比例代表選 出議員選挙については様式7、最高裁判所裁判官国民審査にあっては様式8により、 定されたFAX番号に報告すること。

## (1) 小選挙区選出議員選挙(様式6)

候補者別得重数 (確定)

後 午 前	分送信	確定時刻	後 午 前	時	分	送信者		受信者	検印
	候	補	者	别	得	票	数		得票総数
A				В			С		(A)
法第68条の2第4 項の規定によりあん 分の際切り捨てた 票数 (B)	いずれの候 者にも属し い票数 (C)		有 効 投票数 (D)	(C)	無 投票 (E		投票 総数 (D) + (E) (F)	持ち帰り そ の 他 (G)	投票者総数 (F) + (G)

確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および小選挙区選挙が確定した旨を連絡すること。 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は、関係候補者間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算表により確認した後に行うこと。 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

### (2) 比例代表選出議員選挙(様式7)

# 第○区-○○ 市町名 比例·

衆議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等別得票数(確定)

後 午 前	寺 分達	送信	確定 時刻	午	<b>爰</b>	時		分	送信者				受信者		検印
			名	簿	届	出	政	党	等	别	得	票	数		A
A党			BŚ	Ť				C党	6				D党		E党
F党			G罗	Ť				H党				=	I党		
得票総数	法第68 第4項の よりあん	規定に	いずれ 院名領 党等に	届出る	改	有投	票数		無投		効数	投総		持ち帰りその他	投票者総数
(A)	切り捨て. (B		ts us	票 <b>数</b> C)	数	(A) +	(B) +	- (C)		(E)		(D)	+ (E)	(G)	(F) + (G

(注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および比例代表選 挙が確定した旨を連絡すること。

2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は関係政党等間におけるあん分計算に誤りがないか どうかをあん分計算表により確認した後に行うこと。

確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従 事者等を待機させること。

#### (3) 最高裁判所裁判官国民審査(様式8)

# 国審・確定

# 第○区-○○ 市町名

#### 最高裁判所裁判官国民審查 開票結果(確定)

後 午 時 前	分送信	確定 午 時刻 前	送		受信者	検印
裁判官氏名	罷免を可と する投票 (A)	罷免を可と しない投票 (B)	記載無効 (C)	有効投票数 (A)+(B)+(C) (D)	無効投票数(E)	
A					投票総数 (F)	
В					持ち帰りその他 (G)	
C					投票者総数 (H)	
D					(F) + (G)	
E					無効投票率 (E) / (F)	

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当者職員名および国民審査 が確定した旨を連絡すること。
  - 2 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従 事者等を待機させること。

#### 7 その他

- (1) 開票中間速報時刻一覧表 (p10) に基づき、正確に報告すること。
  - ア 報告時刻は4分ずつずらしてあるが、他市町の報告に支障を来たさないようFAXの時間を厳守すること。
  - イ 速報計画は、第15報 (午前2時20分) までとしているが、確定がこれ以降になる場合は、引き続き20分刻みで速報すること。
- (2) あらかじめ速報担当職員を指定しておき、速報が遅れないようにすること。
- (3) 県への報告は、専用電話、専用FAXで行うこと。
- (4) 小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票結果速報(<u>投票結果</u>) については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
- (5) 小選挙区選出議員選挙の候補者別得票数の中間速報(小選・開票中間) および比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等別得票数の開票状況速報(比例・開票状況) については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
- (6) 小選挙区選出議員選挙における候補者別得票数の確定報告(小選・確定) については、県に報告を行った後、市町において その内容を発表することは差し支えないこと。
  - なお、県の点検終了の連絡があるまでは、問い合わせ等に速やかに対応できる体制を維持すること。また、市町が公表した 内容に訂正すべき点があった場合は、各市町においてその内容を直ちに公表すること。
- (7) 比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等別得票数の確定報告(比例・確定)および最高裁判所裁判官国民審査の罷免を可とする投票数、罷免を可としない投票数等の確定報告(国審・確定)については、<u>県から公表してよい旨の連絡を受けた</u>後、その速報の内容を発表することは差し支えないこと。
  - (8) 市町から報道機関に発表する場合は、県に報告した様式で行うことが望ましいこと。

### ◎文書で報告する事項

### 1 小選挙区選出議員選挙に係る開票結果報告書(様式9)

小選挙区選出議員選挙の開票結果報告は、次の様式9により、別に指定する日時に 関係書類を添付の上、持参すること。

(様式9)

第 号 年 月 日 平成

衆議員小選挙区選出議員選挙 福井県第 区選挙区選挙長

様

福井県 市(町) 開票管理者

印

## 開票結果報告書

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県第 区選挙区)の 開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

投票者総数 (A)	Ā	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票総数	票	全候補者の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票 数	票
いずれの候 補者にも属 しない有効 投 票 数	票	無効投票数	票		

候補者別得票数

候補者の氏名	得 票 数
	票
	票
	票票
	票
	票
	票
得 票 総 数	票

開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

## 2 比例代表選出議員選挙に係る開票結果報告書(様式10)

比例代表選出議員選挙の開票結果報告は、<u>様式10</u>により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

(様式10)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

衆議院比例代表選出議員選挙 福 井 県 選 挙 分 会 長

様

福井県 市(町)開票管理者

面

## 開票結果報告書

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の開票の結果について、開票 録の写しを添えて次のとおり報告します。

記

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票総数	票	全衆議院名簿 届出政党等の 得 票 総 数	票	あん分の際 切り捨てた 票 数	票
いずれの衆議院 名簿届出政党等 にも属しない 有 効 投 票 数	票	無効投票数	票		

衆議院名簿届出政党等別得票数(別紙開票録写しのとおり)

(注) 開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

# 3 最高裁判所裁判官国民審査に係る開票結果報告書(様式11)

最高裁判所裁判官国民審査の開票結果報告は、<u>様式11</u>により、別に指定する日時に関係書類を添付の上、持参すること。

(様式11)

第 号 平成 年 月 日

最高裁判所裁判官国民審查 福 井 県 審 查 分 会 長

様

福井県 市(町) 開票管理者

印

### 開票結果報告書

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における開票の結果は、次のとおりであるから開票録の写しを添えて報告する。

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票総数	票	無効投票総数	票	無効投票率	%

裁判官氏名	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としない 投票数	記載無効の 投票数	備考
計				

(注) 開票録写しおよび投票録写しを添付すること。

# 8 開票中間速報時刻一覧表

区分	開票開始時刻	1報 9:20	2報 9:50	3報 10:20	4報 10:40	5報 11:00	6報 11:20	7報 11:40	8報 0:00	9報 0:20	10報 0:40	11報 1:00	12報 1:20	13報 1:40	Test CA	15報 2:20
県 発	表	9:30	10:00	10:30	10:50	11:10	11:30	11:50	0:10	0:30	0:50	1:10	1:30	1:50	2:10	2:30
福井県	東第	1	Z i	選 挙	<u>x</u>											
福井市	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
大野市	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
勝山市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
あわら市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
坂井市	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
永平寺町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:1
福井り	果 第	2	区 i	選挙	<u>x</u>											
敦賀市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
小浜市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:1
鯖江市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:1
越前市	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:1
池田町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:1
南越前町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:1
越前町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:1
美浜町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:1
高浜町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:1
おおい町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:1
若 狭 町	9:15	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:1

<sup>(</sup>注) 報告時刻は厳守すること。

# (参考) 市町別開票開始時刻一覧

市町名	開票開始時刻	市町名	開票開始時刻					
福井県第	1 区選挙区	福井県第2区選挙区						
福井市	午後9時15分	敦賀市	午後9時00分					
大野市	n n	小 浜 市	n n					
勝山市	〃 9時00分	鯖 江 市	" "					
あわら市	n n	越前市	〃 9時15分					
坂井市	〃 9時15分	池田町	″ 9時00分					
永平寺町	〃 9時00分	南越前町	.11 11					
		越前町	и и					
		美 浜 町	" "					
		高浜町	" "					
		おおい町	" "					
		若狭町	<b>"</b> 9時15分					

9時00分開票5市7町9時15分開票4市1町

# 投·開票速報実施要領

O…FAX △…ペーパー ●…オンライン ◎…メール

1 速報の内容

※報道機関あてFAXは広報課対応

Ť	KE+KVJF1TE			選管	2		県選管			
	項 目	速報内容	報告時刻		発表 時刻	報道 機関	報告時刻	総務 省	HPアップ 時 刻	備考
1	当日有権者数	当日有権者数に関する報告	8:30	0	9:40	© \( \text{\text{\$\infty}}			9:50	全市町から報告
2	投票状況 ①期日前投票	期日前投票者数に関する 報告(小選挙区のみ)	9:00	0	11:00	ΟΔ	12:00	0	11:10	全市町から報告
②中間投票率		中間投票状況に関す る報告 (小選挙区のみ)			******					
		第1報	9:20	0	9:40	©Δ			9:50	全市町から毎時00分野在を報告(12:00現在
		第2報	10:20	0	10:40	04	11:00	•	10:50	
		第3報	The state of	1000	00000		12:00	•	11:50	
		第4報			13:40		1000		13:50	
		第5報	Britis		100		15:00	•	14:50	
		第6報			15:40				15:50	
		第7報	-	1.50	PE INC.	1 -	17:00	•	16:50	
		第8報	90 1400	1	17:40		10.00		17:50	第10報の報道発表は、
		第9報	100	150	100,000	7-3-1	19:00	•	18:50	期日前・不在者投票を
		第10報	211,271,22			0.00	20:30		20:00	告は、期日前・不在る
			(19:0	03611	[ 20.00	J和E 百1 /	(19.5)	15代1工/	(20:00推進)	投票を含まない。
	③投票結果	投票結果に関する報告	21:30	0	22:00	<b>©</b> OA			22:10	全市町から報告確定次第、総務省に執
		(小選挙区、比例代表、 国民審査)			23:00	©Δ	確定後	0	23:10	
	①小選挙区	選挙区別市町別								
		候補者別得票数 第1回	21:20	0	21:30	©Δ			21:40	21:20から22:20までに
		第2回	21:50	0	22:00	00			22:10	30分ごと、22:20から は20分ごとに市町から
捐		第3回	22:20	0	22:30				22:40	報告
		第4回	22:40	0	22:50	00			23:00	
票		第5回	23:00	0	23:10	00			23:20	
		第6回	23:20	0	23:30	00			23:40	
中	8	第7回	23:40	0	23:50	00			0:00	
		第8回	0:00	0	0:10	00			0:20	
間		第9回	0:20	0	0:30	<b>◎</b> △			0:40	
		第10回	0:40	0	0:50	00			1:00	
		~	~	~	~	~	-		~	

				選管	Δ		県選管			
	項 目	速報内容	報告 時刻	報告 方法	発表 時刻	報道 機関	報告 時刻	総務 省	HPアッフ 時 刻	備考
	②比例代表	市町別政党等別得票数	l.							
開		第1回	随時	(0)	22:00	$\bigcirc \triangle$	21:55	•	22:10	確定した市町の開票編 果を集計
		第2回	随時	(O)	23:00	00	22:55		23:10	木 と 未 川
票		第3回	随時	(O)	0:00	$\bigcirc \triangle$	23:55		0:10	
-		第4回	随時	(O)	1:00	$\bigcirc$ $\triangle$	0:55	•	1:10	
P.		~ H wheth the man on the state of	~	~	~	~	~	~	~	
10		未確定市町の開票状況	0.90	0	0.20					毎時10分現在で確定し
間		第1回		0	0:30	Δ				ていない市町は0:20ま
		第2回	5 70.3	0	1:30	Δ				でに報告 以後、1時間ごとに報
		~	~	~	~	~				告→確定個票の「落と し」
	①小選挙区	選挙区別市町別候補者別 得票数 (政党別得票数、法定得 票数、供託物没収点を			選挙区確定後	©Δ	選挙区確定後	0	確定	各選挙区内市町確定を に、報道発表および総 務省に報告
開		含む) 市町の確定個票	随時	0	随時	Δ				確定した市町から順と 報告→確定個票の「系 とし」
票										
結	②比例代表	市町別政党等別得票数			全市町確定後	©Δ	全市町確定後	•	全市町 確 定 10分後	17市町確定後に、幸 道発表および総務省に 報告
果		市町の確定個票	随時	0	随時	Δ				確定した市町から順2 報告→確定個票の「落 とし」
	③国民審査	市町別罷免を可とする投票数等			全市町確定後	©∆	全市町確定後		全市町 確 定 10分後	17市町確定後に、幸 道発表および総務省に

#### (注)

1 選管専任書記は7:00までに、安田書記(IP担当)、白崎書記(オンライン担当)、刀称書記(報道機関 提供担当)は9:00までに、その他の職員は20:00までに市町振興課に集合(20:20までに6階 大会議室入室)すること。

0

随時

随時

確定した市町から順次

報告→確定個票の「落

2 服装は、通常の勤務と同じ服装であること。

市町の確定個票

- 3 県庁地下駐車場および県庁構内への駐車はできないこと。
- 4 電卓、ホッチキス、黄色マーカー (チェック用)、付箋、鉛筆、ボールペン、定規等の消耗品は各自で用意 すること。

# 2 各班事務分担表

報道機関に対するすべての情報提供は、紙およびFD (エクセルデータ) の提供により行う。 (ただし、東町の関連確定個票お上び比例関票状況 (未確定東町) 個票の「蒸とし」は除く)

	分担事務	担当者	事務内容
1	投票当日の有権者 数の受信、集計	三屋、時岡、吉田、 青木勇、安田(IP) 刀称(報道機関提供)	①全市町から 8:30 までに報告 (FAX) ②9:40 発表
2	期日前投票者数の 受信、集計、発表お よび報告(小選挙区 のみ)		①全市町から 9:00 までに報告 (FAX) ②11:00 発表 ③12:00 総務省へ報告 (メール)
3	中間投票率の受信、集計、発表および報告(小選挙区のみ)		全市町から次の時刻に受信 (FAX)、発表、総務省へ報告
4	受信班	①櫻川 福井市、小浜市、越前町 ②山東 東市、越前市、 美田町 ③林田 大おい町 ④浅井(財活) 勝山市、町、 地田市、地田町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	次の報告の受信(FAX)、記載内容の確認 ①投票結果(21:30 までに) ②小選挙区開票中間(21:13~) ③比例代表開票状況(未確定市町) (00:20~(1時間ごと)) ④開票結果(小選・比例・国審) ※ 投票結果および小選挙区開票中間が指定した時間までに未着の場合、直ちに送付する・よう連絡する。 ※ 比例代表および国民審査の開票結果については、指示があるまで待機するよう連絡し、連絡調整班長の指示に従い、各市町に開票結果発表の許可(国民審査については、併せて待機解除)の連絡をする。

	分担事務	担当者	事務内容
		⑤橋爪(情法) あわら市、坂井市、 高浜町、若狭町	
5	連絡調整班	班長:三屋	
	(1) FAX係	鳥山、橋本(大私)	①会場内の総合連絡 ②速報用紙の回送、コピー
	(2) 連絡係	田村、竹内 (財企)	③速報に異常がある場合の対応
	(3) 調整係	吉田	④開票確定報告の最終チェック
6	審査・集計班	比例代表国民審査競長 : 岡田 小選挙区審査難長 : 内田	※岡田は開始時、国民審査投票結果集計係を担当
	(1) 小選挙区投票 結果・開票確 定集計係	庭本、松宮(税)	(1) 投票結果 ①全市町から 21:30 までに報告 ②22:00 発表(速報) ③23:00 発表(確定) → 総務省報告 (2) 開票結果 ①各市町からの報告に基づき入力 ②発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※選挙区内の全市町の結果を入力後に帳票 出力 (発表事項) ・選挙区別市町別候補者別得票数 ・法定得票数および没収点 ・政党別得票数 ③報道機関提供用データをFDに保存し、広報 に回付 ④ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付
	(2) 小選挙区開票 集計係(中間)	刀称、喜久里	①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ※各市町からの報告時刻は、要領 p 1 0 参照 ※県の発表時刻は、要領 p 4 参照 ④報道機関提供用データをFDに保存し、広報に 回付 ⑤ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付

	分担事務	担当者	事務内容
	(3) 比例代表投票 結果·開票確 定集計係	田地、田中(財企)	<ul> <li>(1) 投票結果</li> <li>①全市町から 21:30 までに報告</li> <li>②22:00 発表(速報)</li> <li>③23:00 発表(確定) → 総務省へ報告</li> <li>(2) 開票中間(確定)</li> <li>①開票速報要領に基づき、各市町から報告</li> <li>②各市町からの報告に基づき入力</li> <li>③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付</li> <li>※県の発表時刻は、22:00 から 1 時間ごと(毎時00分)</li> <li>④報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付</li> <li>⑤ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付</li> </ul>
	(4) 国民審查投票 結果·開票確 定集計係		<ul> <li>(1)投票結果</li> <li>①全市町から 21:30 までに報告</li> <li>②22:00 発表 (速報)</li> <li>③23:00 発表 (確定) → 総務省へ報告</li> <li>(2)開票結果</li> <li>①各市町からの報告に基づき入力</li> <li>②全市町分を入力後、発表用の帳票を出力し、審査係へ回付</li> <li>③報道機関提供用データをFDに保存し、広報に回付</li> <li>④ホームページ掲載用データをFDに保存し、</li> </ul>
	(5) 審査係	(比例代表、国民審査) 岡田、青木千、 岩堀 (小選挙区) 内田、山村、 林(税)	①連絡班から回付された市町個票を集計係へ回付し、入力指示(班長) ②集計係が出力した帳票を審査し、広報班へ回付
	(6) 総務省報告係	白崎	実施要領(p1、2)に基づき、総務省へ報告 ※開始時、 <b>国民審査投票結果集計係を担当</b>
6	質疑班	時岡、青木勇	質疑応答
7	総括広報班	小林課長、坂上補佐	①集計、広報の総括 ②広報課との連絡
8	ホームページ班	安田、上坂 (人企)	当日有権者数、中間投票率、期日前投票結果、 投票結果、開票中間、開票結果をホームページに アップロード(アップの前に必ず読み合わせを行 う。)

分担事務	担当者	事務内容
9 発表記録班 記者速報室	広報課(20時~) 刀称(~20時)	発表データを各報道機関へ提供 ①紙資料の配付(県政記者室) ②一斉メール送信 ③一斉FAX(以下の3種類のみ) ・期日前投票結果(青木勇) ・中間投票率第10報(刀称) ・投票結果(速報)(広報課)

# (3)投·開票速報体制配置図

委員 委員 委員長 (E) 00 导 委員 TV 無) 回線 税·松宫 庭本[開票確定][松宫] パレコン パンコン FAX20-0408 (岡田[松票結果](白崎) 坂上補佐 7 11.19-(確定) (選国) 小選举区投票結果 ·開票確定集計係 国民審查投票結果 · 開票確定集計係 0 〈総括広報班〉 T -パンコン パンコン 7. 11.19-(国塞) (確定) 庭本 小林書記長 電話 パソコン 牯 鍵 財企・田中 (中間) パンコン 7. 11.19-パンコン 喜久里 小選挙区開票集計係 (比例) 比例代表投票結果 · 開票確定集計係 〈審査集計班〉 (番号4個) 20-0405 FAX へ企・上坂 (中間) パンコン パンコン パンコン 7 139-(比例) (中間) <岩ベーンドーメン 田布 力称 青木勇 TEL 20-0404 TEL (同一番号) 時岡、青木身 〈質疑班〉 パンコン FAX: 9 回線 税・林 パソコン安田 岩堀 審查係 審査係 パソコン わが用 7 474-青木千 中島 上 第48回衆議院議員総選挙・第24回最高裁判所裁判官国民審査 LE (LGWAN回線) 20-0688 TEL П 国民審査 審 査 班 総務省報告係 查長 小選挙区 比例代表 階大会議室 H الد 田 匨 长 祖婁 П ホワイトボー 9 E 財企·竹内 西川 あわら市 20 - 0684鯖江市 永平寺町 20-0685 坂井市 勝山市 洛田町 X 鳥山、大私・橋本 高浜町 若狭町 班長 投·開票速報体制配置 同一番号6回線 (連絡係) 田村、 (調整係) 吉田 9 金 〈連絡調整班〉 1 **④財活・浅井⑤ 法・橋爪** (3) 恤 ③ ④ 20-0403 E 受 FAX 20-0407 20-0686 南越前町おおい町 FAX6台 越前市美孫町 大野市 20-0682 20-0683 福井市 小纸市 敦賀市 890-07 越前町 (3) (FAX保) 三舜 (0) 山東 (6) 林田 0 

**−** 135 **−** 

# (4) 投·開票速報用対局電話一覧

市町名	対局電話番号	FAX番号	県FAX 番 号	担当者	確定報告連絡用電話番号	備考
福井市	(090) 5680 - 7524	(0776) 35 - 0256		0		
小浜市	(0770) 52 - 5860	(0770) 52 - 5861		櫻	(0776) 20-0681	
越前町	(0778) 42 - 5068	(0778) 42 - 5069		Щ		質疑専用
<b>計加士</b>	(0770) 21 7040	(0770) 21 - 7041			1 - 17	電話番号
敦賀市	(0770) 21 - 7040	(0770) 21 - 7042		2	(0776)	
越前市	(0778) 24 - 2437	(0778) 24 - 2438		山東	20-0682	20-0404
美 浜 町	(0770) 32 - 0921	(0770) 32 - 0922				
大野市	(0779) 65 - 8740	(0779) 65 - 8741		(2)	11. =	
南越前町	(0778) 47 - 3634	(0778) 47 - 3635	(0776)	③ 林	(0776) 20-0683	FAX番号 (0776) 20-0405
おおい町	(0770) 77 - 1111	(0770) 77 - 1289	20-0403	田	233	
勝山市	(0779) 88 - 1265	(0779) 88 - 1266		4		
騎江市	(0778) 52 - 4474	(0778) 52 - 4475		財活	(0776)	
永平寺町	(0776) 63 - 4272	(0776) 63 - 4276		. 10	20-0684	
池田町	(0778) 44 - 7451	(0778) 44 - 7452		浅井		
あわら市	(0776) 73 - 2907	(0776) 73 - 2908		6		
坂井市	(0776) 67 - 4691	(0776) 67 - 4697		⑤ 法	(0776)	
高浜町	(0770) 72 - 7720	(0770) 72 - 4000		橋	20-0685	
若狭町	(0770) 45 - 2594	(0770) 45 - 2595		Т		

(注) 投票当日の有権者数、投票状況(中間・結果)、開票中間状況、開票結果すべてについて、上記のFAX番号(0776-20-0403)に報告すること。

開票結果が確定した場合は、開票中間の定時報告時刻以外の空き時間に速報用紙をFAX送信し、その後、直ちに電話により市町名、速報担当職員名および〇〇選挙が確定した旨を連絡すること。

無効投票の投票総数に占める割合が、小選挙区選出議員選挙について<u>3.5%</u>、比例代表選出議員選挙について<u>7.0%</u>を超えた場合には、無効投票の主な内訳を電話照会するので、上記報告は無効投票の主な内訳を確認した後に行うこと。

確定報告後においても、県選挙管理委員会からその内容について照会することがあるので、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまで、開票立会人、事務従事者等を待機させること。

なお、故障等により上記番号の通信が不能となった場合の緊急連絡 F A X 番号は、0776-20-0407 とする。

世
Thin I
亡
蹈
₩
紙
田
脈
铁

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	( 中、中)	(小・比・最) (	(小・) (17-6投票用外封管(通常用) (17-6投票用外封管(代題記載者用)		用)	221	الالالا		文付申職會 ( ) 配 付 ( ) 配 ( ) 配 付 ( ) 配 付 ( ) 配 付 ( ) 配 付 ( ) 配 (	~~~~~ ・ ← ← ← ← ・ ← ・ ← ・ ※ 井・干・モ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	業・マ・マ   = = 五・五・唯	校票上の注意書 信字載判官名簿(期目前校票・不在者校票用) 第目前投票所・不在者投票所内名称等掲示(LAX、メール) 法信 10月10日(火) 事前送信······順序決定の(L後、期目前投票・不在者投票所内名称等掲示(比)をFAXおよびメールで事前送信 類目前投票所・不在者投票所内名称等掲示(FAX、メール) 法信 10月10日(火)	(水、大) 簡句((水、大)) 配付(	(小・、九 ) 配 付 10月16日(月) 福 包投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に租包(印刷業者) (中間 東京 東京 - 放井市 - 放力・市 - 水中町 - 銀加市 - 東西市 - 銀南市 - 東西市 - 東西市 - 東西市 - 東西市 - 南西都田 - 東西市 - 南西都田 - 南西都田 - 南西都田 - 南西都田 - 南西都市 - 南西都市 - 南西都市 - 南西 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	は、11、20mmのでは、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11
	O 在外選拳用投票用級等	○ 投票用紙 ○ 点字投票用紙 ○ 除員不在考投票用紙 ○ 船員不在考点等限票 ○ 船員不在考点等限票 ○ 船員不在省投票用外割筒	投票の場合に投票の金銭の金銭の金銭の金銭の金銭の金銭の金銭の金銭の金銭の金銭を乗りた。	○ 仮投票用封筒 ○ 不在者投票証明書用封 ○ エカ金が票款記書	○ 个在台校系配的書 ○ 郵便等投票証明書 (通常用) ○ 郵便等投票証明書 (代理記 ○ 郵便等投票証明書文付申請	○ 郵便等投票証明書交付 ○ 代理記載ができる選挙	〇 代理記載ができる選挙 〇 代理記載人となるへき当〇 代理記載人となるへき引〇 代理記載人となることの	○ 障害証明書文は中間書の 節優等による不在者投の 郵便等による不在者投	○ 超拳人名海登縣即明書 ○ 選拳人名海登錄節明書 ○ 不在者投票期書 ○ 代理投票期書 ○ 大母投票所書	○ 在外選拳人の不在者投 ○ 投票所投票録 ○ 投票所投票録(指定在4 ○ 期目前投票所投票録 ○ 期目前投票所投票録 ○ 周目前投票所投票録	(	○ 投票上の注意書 ○ 点字裁判官名簿(期日) ○ 期日前投票所・不在看	○ 期日前投票所·不在者投票所内名称等揭示 ○ 点字候補者名簿(期日前投票·不在者投票用)	○ 選挙公報 ○ 審査公報	<ul><li>○ 投票所内名称等施示</li><li>○ お願む書用名称等施示</li></ul>
団団	0	000000	0000	000	<u> </u>	000	0000	0000	00000	個	00000000	3000	×	(C)	00
田田					N —					on .		10	=	60	19

# 【投票用紙等配布部数一覧】

	平 成 29 年 9月1日現在 選挙人名簿 登 録 者 数	投票所数	投票用紙	2 点 字 投票用紙	3 船員不在者 投票用紙	3-2 船員不在者 投票用紙 (点字)	4 船 員 不 投 票 用 夕	在背筒	粉 貝 不 投票用户	在 者 封 简		7 郵便等による不存 者投票用外封信 (通常用)
	1		(小・比・最)	(小・比・最)	(小・比・最)	(股)	(小,比兼用)	(級)	(小一比兼用)	(最)	(小・比・最)	(小・比・最)
福井市	219, 004	109	220, 000	1, 300							2, 520	200
教賀市	54, 900	28	58, 000	200	20	20	20	20	20	20	800	100
小浜市	25, 039	18	28, 000	100	20	20	20	20	20	20	400	80
大野市	29, 041	27	31, 000	100							500	100
勝山市	20, 432	18	22, 500	100							500	50
鯖江市	56, 035	17	57, 000	200							500	40
あわら市	24, 367	17	27, 000	100							500	50
越前市	66, 660	32	68, 500	220							700	100
板井市	75, 773	28	76, 500	150	10	10	20	20	20	20	600	90
市計	571, 251	294	588, 500	2, 470	50	50	60	60	60	60	7, 020	810
水平寺町	15, 680	19	17, 500	50							400	50
池田町	2, 420	5	3, 100	5							50	20
有越前町	9, 280	16	10, 500	40							200	30
越前町	18, 699	26	21, 000	70							300	50
美浜町	8, 425	7	10, 000	20							200	50
高浜町	8, 784	12	9, 300	30	30	30	60	60	60	60	200	30
おおり町	6, 850	21	8, 000	50							250	60
若狭町	12, 884	11	16, 000	100							200	50
町 計	83, 022	117	95, 400	365	30	30	60	60	60	60	1, 800	340
予 備	H	+	2, 100	65	110	110	120	120	120	120	2, 980	300
県都	654, 273	411	686, 000	2, 900	190	190	240	240	240	240	11, 800	1, 450

	8 郵便等による不在 者投票用外封筒 (代理記載者用)	内封	简	封 简	11 不在者投票 証明書用封筒		13 郵便等投票 証 明 書 (通常用)	証 明 書 (代理記載該当)	15 郵便等投票証明 書交付申請書 (通常用)	書交付申請書 (代理記載と	る選挙人に該当
	(小・比・最)	小・比	・最)	(小・比・最)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)
福井市	20	2,	520	300	250	250	100	50	10	10	10
敦賀市	30		930	100	200	100	50	30	10	10	10
小浜市	20		500	100	100	100	50	30	10	10	10
大野市	10		610	100	100	100	30	20	10	10	10
勝山市	10		550	100	100	100	20	10	50	10	10
鯖江市	10		550	100	100	100	50	50	10	10	10
あわら市	20		570	100	100	100	50	50	10	10	10
越前市	10		810	150	100	100	50	10	10	10	10
坂井市	10		700	100	200	10	10	5	10	5	5
市計	140	7,	740	I, 150	1, 250	960	410	255	130	85	85
火平寺町	40		450	40	100	100	30	30	30	30	30
池田町	10		80	20	30	30	20	20	20	10	10
有越前剛	30		260	40	30	30	30	30	30	30	30
越前町	10		360	50	100	100	20	20	10	10	10
美派町	20		270	50	100	100	50	50	50	50	50
高浜町	20		250	50	100	100	30	30	30	30	30
おおは町	r 60		370	60	200	200	60	60	60	60	60
若狭町	50		270	50	200	200	50	50	50	50	50
町計	240	2,	310	360	860	860	290	290	280	270	270
予 備	270	3,	850	290	90	280	400	205	240	145	145
県 計	650	13,	900	1, 800	2, 200	2, 100	1, 100	750	650	500	500

	る選挙人に該当 しなくなった。 旨の届出書	なるべき者の届出書	なることの 同意書および び 宣 誓 書	交付申請書	22 郵便等による不在者 投票における投票 用紙等の請求書 (通常用)	投票における投票 用紙等の請求書 (代理記載用)	登録証明書	登録証明書 交付申請書	調書	調 書	関する調書
	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(兼用)	(小・比・最)	(小・比・最)	(小・比)
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	600	10
敦賀市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	3
小浜市	10	10	10	10	50	30	5	5	100	100	3
大野市	10	10	10	10	10	10	10	10	60	100	3
勝山市	10	10	10	10	50	10	5	10	100	100	3
鯖江市	10	10	10	10	10	10	5	5	10	100	3
ちわらす	10	10	10	10	10	10	10	10	50	50	3
越前市	10	10	10	10	100	10	5	5	5	100	6
坂井市	5	5	5	5	10	5	5	5	10	250	3
市計	85	85	85	85	260	105	65	70	355	1, 500	37
水平寺町	30	30	30	10	30	30	10	10	60	90	5
池田町	10	10		10	20	10	5	5	20	20	3
有越前町	30	30	30	10	30	30	15		60	80	3
越前町	10	10	10	10	50	10	10	10	80	100	3
美浜町	50	50	50	10	50	50	15	15	100	100	3
高浜町	30	30	30	10	30	30	30	30	30	50	3
Medska	60	60	60	20	60	60	20	20	80	120	6
若狭町	50	50	50	10	50	50	10	20	100	100	10
町計	270	270	270	90	320	270	115	125	530	660	36
予 備	195	195	195	75	420	275	120	105	365	840	57
県 計	550	550	550	250	1, 000	650	300	300	1, 250	3, 000	130

	29 在外選挙人 の不在者投 票に関する 調 書		31 投票所 投票条 (指定在外)	投票 所拍	2 票 所	33 期 日 前 投 票 所 段 票 録 (指定在外)	21 46 16	35 開 票 録	36 空虛確認書	37 投票用紙等 受払計算書	38 開票結果 報告書	
	(小・比)	(小・比・最)	(小・比)	(小・比)	(最)	(小・比)	(小・比・最)	(小・比、最)	(小・比・最)	(兼用)	(小・比・最)	(小・比)
福井市	10	300	10	500	300	200	100	3	300	300	3	20
敦賀市	10	100	3		30	30	30	6	100	70	4	20
小浜市	3	60	3		30	30	40	5	60	20	5	20
大野市	3	70	3	50	40	30	60	3	70	10	3	20
勝山市	3	80	3		30	30	30	3	75	75	3	20
制江市	3	60	3			10	20	4	60	10	4	20
あわら市	3	60	3	30	30	30	30	3	60	60	3	20
越前市	6	100	7	50	40	50	70	5	100	100	5	10
板井市	3	100	4		150	150	150	3	80	180	5	20
ता ती	44	930	39	630	650	560	530	35	905	825	35	170
永平寺町	5	40	5	50	50	50	30	5	65	60	.5	20
池田町	3	30	3	30	30	20	30	5	25	25	5	20
南越前町	3	60	5	100	60	60	40	5	50	40	6	60
越前町	3	70	3	120	120	40	30	3	70		3	10
美派町	3	30	3		30	30	30	5	25	25	2	20
高浜町	3	30	3		30	30	30	3	30	50	2	20
おおい町	6	70	6	70	70	70	120	6	90	90	4	40
若狭町	10	80	10	70	70	50	70	10	30	70	8	20
MJ 8t	36	410	38	440	460	350	380	42	385	370	35	210
予 備	40	60	53	180	140	140	240	23	60	205	20	100
据 胡	120	1, 400	130	1, 250	1, 250	1, 050	1, 150	100	1, 350	1, 400	90	480

• [	付	付世 ん (		40 · tt )			付世 九			41	( 44 )			42 投票記載 台用表示
	個		4	点	検		M		4		点	ŧ	検	
	有効	無効	あん分	効力決定	点検集計表	投票の内訳	その1	その2	その3	その4	その5	その6	集計表 (その1~4)	(小・比)
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	1, 500
敦賀市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	600
小浜市	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	200
大野市	1, 000	500	200	500	100	50	1, 000	200	1, 000	200	300	30	200	400
勝山市	10	10	10	500	50	10	1, 000	300	1, 000	300	300	30	150	300
鯖江市	1, 000	500	200	500	10	10	1, 000	300	1, 000	300	300	30	200	400
あわら市	10	10	10	10	10	10	1, 000	100	1, 000	200	200	20	200	300
越前市	10	10	10	10	10	10	1, 800	260	2, 100	360	400	40	280	480
坂井市	10	10	10	10	10	10	500	100	1, 500	100	100	20	300	400
iti at	2, 070	1, 070	470	1, 560	220	130	6, 330	1, 290	7, 630	1, 490	1, 630	200	1, 360	4, 580
永平寺町	700	250	200	250	120	90	700	150	1, 000	150	300	30	150	150
池田町	200	50	30	50	30	20	400	50	400	50	100	10	30	50
南越前町	500	200	100	200	100	30	400	70	600	50	100	10	100	120
越前町	800	300	200	200	10	10	900	150	1, 000	200	200	20	200	300
美浜町	500	200	200	200	50	30	400	50	600	50	100	10	50	50
高浜町	500	200	100	200	50	30	400	50	600	50	100	10	50	70
おおい明	800	200	150	150	100	60	500	100	700	100	200	20	150	150
若狭町	800	200	200	200	50	30	600	100	600	100	100	20	200	150
町計	4, 800	1, 600	1, 180	1, 450	510	300	4, 300	720	5, 500	750	1, 200	130	930	1, 040
予 備	3, 230	1, 730	750	1, 390	570	370	1, 170	390	1, 470	360	570	200	460	330
県計	10, 100	4, 400	2, 400	4, 400	1, 300	800	11, 800	2, 400	14, 600	2, 600	3, 400	530	2, 750	5, 950

					47 期日前投票所内 名称等揭示				50   者等名簿  判官名簿	
	(最)	(最)		(比)	(比)	(比)	(比)	不在者投票用	期日前投票用	投票当日用
福井市	250	250	119, 230		40	250	1, 500		30	150
教賀市	60	60	28, 000		6	60	600		10	60
小浜市	40	40	12, 000	47と 併せて	6	40	200	期日前投票用と併せて	3	40
大野市	60	60	13, 000		6	60	400		6	60
நையர்	60	60	9, 000		6	60	300		8	45
鯖江市	50	50	23, 000		6	50	400		8	55
わら市	40	40	12, 000		10	50	300		8	40
越前市	75	75	28, 000		15	96	480		10	75
坂井市	100	100	33, 000		50	70	400		10	70
市計	735	735	277, 230	0	145	736	4, 580	0	93	595
c平寺町	40	40	7, 300		15	50	150	期日前投票用と併せて	9	35
池田町	15	15	1, 200		5	15	50		3	15
有越前町	40	40	3, 800		15	40	110		9	32
越前町	60	60	7, 500	47 <i>E</i>	10	60	300		10	30
美浜町	16	16	4, 000	併せて	5	16	50		3	16
高浜町	26	26	4, 300		5	30	70		3	26
おい町	50	50	3, 500		10	50	150		8	48
若狭町	80	80	5, 200		20	50	100		10	70
町 āt	327	327	36, 800		85	311	980		55	272
予備	18	18	1, 000		30	53	190		16	13
情 県	1, 080	1, 080	315, 030	0	260	1, 100	5, 750	0	164	880